

上越市軽費老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第17号

上越市軽費老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

上越市軽費老人ホーム条例施行規則（昭和55年上越市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「51,645円」を「52,224円」に、「43,704円」を「44,194円」に改め、同表備考1中「5,966円」を「6,076円」に改める。

別表第2中「86,400」を「86,900」に、「108,900」を「109,600」に改め、同表備考2(2)の表中「108,900」を「109,600」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月分の利用料金から適用し、同年3月分までの利用料金については、なお従前の例による。